

■ 各種所得控除 総所得金額等から、次の所得控除額、及び人的控除額を差し引いたものが、課税所得金額になります。

区 分	控除額
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ①(差引損失額) - (総所得金額等×10%) ②(差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 ※ 差引損失額=損害金額+災害関連支出の金額-保険等により補てんされる金額
医 療 費 控 除	(医療費-保険等により補てんされた金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額200万円
社 会 保 険 料 控 除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額
生 命 保 険 料 控 除※	支払った保険料が一般生命保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料が介護医療保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料が個人年金保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料に上記の2以上の該当がある場合 …上記の合算額【最高7万円】(所得税:最高12万円)
地 震 保 険 料 控 除	支払った保険料が地震保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万5千円】(所得税:最高5万円) 支払った保険料が旧長期損害保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高1万円】(所得税:最高1万5千円) 地震保険料、旧長期損害保険料両方がある場合 …上記の合算額【最高2万5千円】(所得税:最高5万円)

※平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(新契約)から適用されます。平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)については、従来の控除額(最高3.5万円)が適用になります。

- 従来の控除額
    - 支払った保険料が一般生命保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高3万5千円】(所得税:最高5万円)
    - 支払った保険料が個人年金保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高3万5千円】(所得税:最高5万円)
    - 支払った保険料に上記の両方の該当がある場合 …上記の合算額【最高7万円】(所得税:最高10万円)
- ※新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、当該限度額は2.8万円になります。

■ 各種所得控除(人的控除)一覧

区 分	対 象 者	控除額		本人の所得要件		
		所得税	個人住民税			
基礎的 人的 控 除	基礎控除	本人	48万円	43万円	合計所得金額 2,400万円以下	
	配偶者 控 除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が48万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		配偶者特別控除	生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	合計所得金額 1,000万円以下 ・900~950万円控除額2/3 ・950~1,000万円控除額1/3
	扶 養 控 除	一般の控除対象扶養親族	生計を一にする16歳以上の親族等で、かつ、年間所得が48万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
(同居老親等加算)		老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円		
特 別 人 的 控 除	障害者控除	本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円		
	(特別障害者控除)	上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
	(同居特別障害者控除)	上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	75万円	53万円		
	寡婦控除	①夫と死別した後、再婚していない者で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者 ②夫と離婚した後、再婚していない者で、次のすべてに該当する者(ひとり親に該当する者は除く) 1.扶養親族を有すること 2.事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	27万円	26万円	合計所得金額 500万円以下	
	ひとり親控除	現に婚姻をしていない者で次のすべてに該当する者 ①合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有すること ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円	30万円	合計所得金額 500万円以下	
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、各種学校や専修学校の生徒等	27万円	26万円	合計所得金額が75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

※令和3年1月1日から適用

■ 税額控除

調整控除、配当控除、寄付金税額控除、配当税額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などがあります。

住民税の計算方法

※令和3年1月1日から適用

例

甲府市に住むAさんは、妻と子供(妻…無職、長男(20歳)…大学生、長女(18歳)…高校生、次男(15歳)…中学生)の5人家族です。令和3年度の住民税はいくらになりますか?

Aさん(令和2年1~12月の給与収入700万円、社会保険料80万円、生命保険料(平成24年4月10日契約)5万5千円)

